

新しいローンと3つの条件 (金融機関が求めているもの)

先月末、東京簡易裁判所の調停室。金融機関を相手に特定調停の申立てを申請したある法人の代理人補助として第1回調停の場に臨んだ。もっと厳格な場を想定していたが、意外とあっけなく終わった。「へー、こんなものか」と思った次第だが、驚いたことがある。それは、「調停ってこんなに多いのか」ということである。勿論、特定調停だけではないだろうが、3階から6階まで数十の調停室が1時間刻みでびっしりと埋まっている(らしい)。次回の調停開催日が調停室の関係で2ヶ月後になったことからそれが伺えた。これでは、結論が出るまでかなりの時間がかかることになりそうだが、何か参考になることがあったら又お伝えしたい。

さて、話しは飛ぶが、今月15日から千葉県が「CLO活用融資」の募集を始める。また、ある大手銀行が今月から「無担保無保証長期ローン」の取扱を開始した。

CLOとは、前にも解説したが「ローン担保証券」の略語である。多数の貸付債権を集め、それを裏付けとして証券を発行するというもので、既に東京都や商工中金等が取扱ってきた。それを千葉県もやるという。手元のパンフによると、融資対象とする中小企業の財務条件は、自己資本比率が10%以上であること、経常利益を計上していること、営業利益支払利息比率が100%以上であること、の3つである。保証協会保証が条件となるとはいえ「案外、緩いな」というのが正直な感想である。

中小企業の自己資本比率は平均で20%弱と云われているし、営業利益支払利息比率(インタレスト・ガバレッジ・レシオと呼んでいるものに近い)は100%以上でなければ経常利益は赤字となる確率が高いのだからとは殆ど同じ意味に受取れる。県がやるのだから対象となる中小企業数を可能な限り多くしようという考えが根底にあるような気がする。尤も、この3つの条件を満たせば必ず借りられるかどうかは疑問だが、しかしこの3条件から金融機関関係がこうした指標をかなり重視していることが伺える。

一方、「無担保・無保証長期ローン」は融資期間が10年であることが従来のこの種のローンと大きく異なる。このローンの財務条件は、自己資本比率が12.5%以上であること、営業利益、経常利益が黒字であること、債務償還年数(有利子負債÷経常利益の1/2+減価償却費)が14.5年以下(何故14.5年かは解らない)であること、とやはり3つとなっている。CLOと比べると債務償還年数が増っていることが違っているが、この辺にも今金融機関が「何を重視しているか」が伺えて興味深い。

この新型長期無担保ローンのもう一つの特徴は、誓約条項付きローンであるということだ。ということかと云うと、上記3つの財務条件の数値の内1つが条件を満たさなくなると、金利が当初条件より一定程度上乘せになり、2つが満たさなくなると融資期間が大幅に短縮される、といった「約束事」を特約として結んで成立するローンなのだ。この特約条項を「厭だな」と思うか、あるいは「やろうじゃないか」と前向きに捉えるかで違おうだろうが、選択枝が増えるという意味で大いに評価したいローンである。

ともあれ、そろりそろりとはあるが新しい形の融資が出てくるようになった。これからも増えてくるだろう。多分、金融機関サイドでも、物的担保と保証協会保証に頼った融資ではもう貸出は減るばかりだという認識が共通認識になりつつある。そして、銀行も他業態と同じように新型融資商品開発に懸命になり始めたのだ。

こうした傾向は、選択枝が増えるという意味で中小企業にとって歓迎すべき傾向ではあるが、留意しなければならないこともある。

前述のように、この新しいローンにはそれぞれ3つの財務条件が付いている。今後も、経営の結果を数値で表した財務状況がより重要な意味を持つようになってくる筈だ。とすれば、重要な財務指標は社長自らよく把握し、現在の数値だけでなくあるべき目標数値も明確に持つておくことが求められてくる。

社長出のコンサルタントが「財務が好きで会社を起こしたという社長は1人もいない」と断言していたがその通りだと思う。しかし、財務を知らないで失敗した社長も数え切れないくらい多いのも事実には違いない。